

報告第 2 号

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により指定された損害賠償額の  
決定の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

平成 25 年 2 月 14 日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により指定された損害賠償額の  
決定の専決処分をしたことの報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により指  
定された損害賠償額の決定について、次のとおり専決処分をしたので、同条  
第 2 項の規定により報告する。

## 資料

### 法律上の義務に関する損害賠償額の決定

区分	1	2	3
相手方	杉並区 天沼3丁目在住  女性	杉並区 南荻窪3丁目在住  男性	杉並区 高円寺北4丁目在住  女性
事故日	平成23年7月29日	平成23年11月7日	平成24年2月14日
場所	杉並区天沼3丁目	杉並区成田西2丁目	杉並区阿佐谷南2丁目
車両等	区側	清掃車	清掃車
	相手側	店舗看板	自転車
状況	接触	接触	接触
内容	物損	人身	人身
金額	61,425円	62,750円	48,039円

区分	4	5	6
相手方	杉並区 和泉 1 丁目在住  男性	杉並区 下井草 2 丁目在住  男性	練馬区 大泉 5 丁目在住  男性
事故日	平成 24 年 4 月 14 日	平成 24 年 6 月 29 日	平成 24 年 7 月 19 日
場所	杉並区和泉 1 丁目	杉並区下井草 1 丁目	杉並区堀ノ内 2 丁目
車両等	区側	清掃車	庁有車
	相手側	普通乗用車	自転車
状況	接触	接触	接触
内容	物損	人身	物損
金額	1 3 7 , 4 4 5 円	4 2 , 4 1 5 円	4 1 , 1 0 0 円